

修習給付金の充実を求めるとともに
速やかな「谷間世代」の不平等・不公平是正を求める会長声明

1 2017年4月19日、司法修習生に対して、①基本給付金13万5000円（月額）、②住居が必要となる者には住宅給付金3万5000円（月額）、③必要に応じて移転給付金を支給、という内容の修習給付金支給制度を創設する裁判所法改正がなされた。

この修習給付金支給制度の創設に至る経緯は、次のとおりである。

(1) 戦後の司法改革により統一・平等・公正の理念に基づく法曹養成制度として新設された司法修習制度の下では、国家公務員またはこれに準ずる者として司法修習生に給与が支給され、国家公務員法101条1項（職務専念義務）の準用として修習専念義務が課されていた（なお、この制度を「給費制」と呼ぶのは必ずしも正確ではないが、広く流用していることに鑑みて、以下「給費制」と表記する）。

(2) しかし、司法制度改革審議会意見書(2001.6.12)に基づく弁護士大量増員政策及び法科大学院制度創設という法曹養成制度改革により、2010年修習開始の新64期より、給与は支給されず、代って修習資金を貸与する貸与制が導入されるという司法修習生の身分を大きく変える裁判所法改正が、2004年12月に一旦成立した。

(3) これに対し、2010年5月、日弁連は給費制の維持を求める緊急対策本部を設置して市民団体等と連携した運動を展開し、貸与制の施行を2011年10月末まで1年間延期する暫定的延長を勝ち取ったものの、暫定期間が満了すると同年11月修習開始の新65期司法修習生から貸与制が実施され、司法修習生は無給となった。

(4) しかし、その後も給費制の復活及び修習生に対する経済的支給を求める運動が広く展開され、今回の「修習給付金」支給制度の創設に至ったものである。

2 当会は、2013年2月8日の定期総会において、法科大学院を法曹養成の中核と位置付けていることを改め、司法修習を中核とする法曹養成制度の再構築の必要性を訴える「『法科大学院制度を中核とする法曹養成制度』の見直しを求める決議」を採択し、①法科大学院修了を司法試験受験要件とする受験資格制限の撤廃、②司法修習期間を2年間とすることを始めとする司法修習の充実、③給費制の復活を強く求めてきた。

こうした観点からすると、今回の裁判所法改正は、司法修習生の無給の状態を改善した点で評価できるものの、修習に専念できる十分なものとは残念ながらいえない。当会は、修習給付金の充実を求めるとともに、改めて給費制の復活を求めるものであ

る。

- 3 ところで、この修習給付金支給制度を創設した裁判所法改正には、もう1つの大きな不備があった。それは、65期から70期に対し改正法が遡及適用されなかったことである。そのため、給費制が廃止されていた2011年度から2016年度までの6か年間に修習した新65期から70期の司法修習修了者（以下「谷間世代」という。約1万1000人が対象となる）の経済的負担が、71期以降の修習修了者に比して著しく重くなるという不公平・不平等の発生である。裁判所法改正の審議過程において、与野党を問わず国会議員から、「谷間世代」の救済の必要性が訴えられていたにもかかわらず、何ら具体的な救済策が講じられなかったことは極めて遺憾である。
- 4 以上の次第であり、当会は、法務省、最高裁判所、国会に対して、谷間世代の経済的負担が71期以降の司法修習修了者に比して著しく重くなるという不公平・不平等を是正する何らかの法的措置を速やかに講じることを求める。

なお、これと併せて、仮に、新65期司法修習修了者の貸与金返還が開始する2018年7月25日までに上記是正措置が講じられない場合、その措置が講じられるまでの間、貸与金の返還期限を猶予する措置を講じることを求めるものである。

平成30年2月26日

千葉県弁護士会
会長 及川智志